

特定建設工事共同企業体運用基準

1 特定建設工事共同企業体の性格

大規模で技術的難度の高い工事等の安定的な施工を図ることを目的として、工事ごとに結成される共同企業体とする。

2 特定建設工事共同企業体の種類

特定建設工事共同企業体の種類は、次のとおりとする。

(1) 共同施工方式（甲型）：一の工事について、各構成員の分担を定めず、共同して施工する方式。

各構成員は、共同企業体として受注した工事に連帯して責任を負う。

(2) 分担施工方式（乙型）：一の工事について、各構成員の分担を定めて施工する方式。

各構成員は、それぞれの分担工事に対して責任を持ち、最終的には、他の構成員の分担した工事に対しても責任を持つ。

3 対象工事

(1) 甲型

請負対象設計金額が、次の表の右欄に定める発注工種の区分に応じ同表の左欄に定める額以上の工事（すべての構成員の施工可能な工事量が、請負対象設計金額を共同企業体の構成員数で除して得た額（以下「均等割額」という。）の10分の6以上ある場合に限る。）。

発注工種	請負対象設計金額
土木一般	2億円
PC工事のうち、プレテンション単純桁橋（横締緊張不要の橋梁を除く。）、プレテンション連続桁橋又はポステンション桁橋（プレキャストブロック工法によるものを含む。）に係るもの	6千万円
建築一般	3億円
電気工事及び管工事	1.5億円
鋼橋工事	10億円

(2) 乙型

施工技術等に共通性は少ないが、工法、工程管理等について互いに調整・連携しつつ施工する必要があるため一括して発注する、異なる工種の複合した工事であって、次のいずれかに該当するもの

ア 「鳥取県県土整備部公共工事に係る分割発注方針」によれば分離発注されるべき工事
イ 従たる工事の施工者が、主たる工事の施工者からある程度独立して主体的な創意工夫等を行う方がより適切な施工が期待できる工事

4 特定建設工事共同企業体の条件

(1) 甲型・乙型共通

ア 構成員の数

原則として2又は3とする。

イ 構成員の要件

(ア) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(イ) 平成18年鳥取県告示第432号(建設工事の一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等について)別表に定める発注工種に係るもの(当該発注工種

が格付工種である場合にあっては、最上位の等級に係るものに限る。)を有すること。

(ウ) 鳥取県知事から資格停止措置を受けている者でないこと。

(エ) 会社更生法による更生手続開始の申立て又は民事再生法による再生手続開始の申立てが行われた者にあつては、当該申立てが行われた日以後の日を審査基準日とする経営事項審査を受け、その結果に基づき、改めて入札参加資格を付与されていること。

(オ) 入札に係る工事の設計業務の受託者と次のいずれかの関係にある者でないこと。

a 当該受託者の発行済株式総数の2分の1を超える株式を保有し、又はその出資の総額の2分の1を超える出資をしていること。

b 構成員の代表権を有する役員(構成員が個人である場合にあっては、当該個人)が当該受託者又は当該受託者の代表権を有する役員であること。

ウ 結成に係る要件

(ア) 自主的に結成されたものであること。

(イ) 各構成員が、入札に参加する他の共同企業体の構成員になっていないこと。

(2)甲型

ア 構成員の要件

(ア) 建設業法第3条第6項に規定する一般建設業の許可又は特定建設業の許可のうち、発注工種に係るものを受けていること。

(イ) 構成員と継続的雇用関係(第三者の介入する余地のない雇用に関する一定の権利義務関係であつて、3月以上前から継続しているものをいう。)にある者(構成員自身及びその役員を含む。)を、入札に係る工事の主任技術者又は監理技術者としてその施工期間中専任で配置できること。

イ 結成に係る要件

(ア) 出資比率の最も大きい構成員(当該構成員が複数あるときは、そのいずれか)が代表構成員となり、各構成員は、発注工事全体について連帯して責任を負うこと。

(イ) すべての構成員が均等割額の10分の6以上を出資していること。

(3)乙型

ア 構成員の要件

(ア) 建設業法第3条第6項に規定する一般建設業の許可又は特定建設業の許可のうち、分担工事の発注工種に係るものを受けていること。

(イ) 構成員と継続的雇用関係(第三者の介入する余地のない雇用に関する一定の権利義務関係であつて、3月以上前から継続しているものをいう。)にある者(構成員自身及びその役員を含む。)を、分担工事の主任技術者又は監理技術者としてその施工期間中専任で配置できること。

イ 結成に係る要件

(ア) 分担工事に係る工事費が最も大きい構成員(当該構成員が複数あるときは、そのいずれか)が代表構成員となり、各構成員は、それぞれの分担工事について責任を負うとともに、発注工事全体についても連帯して責任を負うこと。

(イ) 構成員のいずれかが発注工事の施工中に破産手続を開始、脱退又は解散をしたときは、当該共同企業体は解散すること。

5 適用除外

この基準によることが適当でないと資格審査委員会が認めたときは、この基準によらないことができる。

附則

(1) この運用基準は、平成9年12月10日から実施するものとする。

(2) この運用基準の実施日前に共同企業体と請負契約を締結した工事で未完了のものにつ

いては、この運用基準の実施後においても、当該工事が完了するまでの間、当該工事について当該共同企業体を契約の相手方とすることができるものとする。

附則

この改正は、平成12年6月14日から適用する。

附則

この改正は、平成15年10月6日から適用する。

附則

(1) この運用基準は、平成17年5月18日から適用する。

(2) この運用基準の施行前に共同企業体と請負契約を締結した工事で未完了のものについては、なお従前の例によることができる。

附則

この改正は、平成20年3月28日から適用する。